

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布します。

平成三十年 月 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第 号

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号。以下「法」という。)
第十条第二項の規定に基づき、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(くろまぐろに係るものに限る。以下「県計画」という。)に定める知事管理量(法第八条第二項に規定する知事管理量をいう。以下同じ。)に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止その他くろまぐろの採捕に関し必要な命令を次のように定める。

(採捕の停止命令の発動要件)

第二条 知事は、管理期間(三十キログラム未満のくろまぐろ又は三十キログラム以上のくろまぐろに係る知事管理量による管理の対象となる期間をいう。以下同じ。)ごとに、三重県における三十キログラム未満のくろまぐろ又は三十キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量が、県計画に定める知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときには、その旨を直ちに公表するものとする。

(知事管理量に係る採捕の停止命令)

第三条 知事が前条の規定による公表をした場合は、当該公表の日から当該公表の日が属する管理期間の末日までの間、県計画で対象とする漁業を営む者及び遊漁をする者は、当該公表に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。